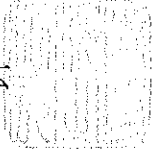


令和2年（2020年）4月15日付け札幌市告示第2108号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和2年（2020年）4月24日

札幌市長 秋元克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2108号別表の業務番号「20(委)第4032号」業務名「防災・安全交付金事業 道道宮の沢北1条線（西19丁目線～西17丁目線間）電線共同溝実施設計」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

■ 特記仕様書 ■

1 業務の目的

本業務の目的は以下のとおりである。

道道宮の沢北 1 条線における電線共同溝新設工事を目的とした電線共同溝詳細設計及び道路詳細設計を行う。

< 詳細設計 >

工 事 名：防災・安全交付金事業 道道宮の沢北 1 条線(西 19 丁目線～西 17 丁目線間)電線共同溝新設工事

施工場所：札幌市中央区北 1 条西 19 丁目ほか

工事概要：電線共同溝敷設延長 L=410m

2 打合せ協議

打合せには主任設計者が立ち会うこと。また、中間打合せは 5 回とし、管理図作成に係る打合せの場合は、必要に応じて、担当職員立会いのもと上記工事請負業者を含めて行うこととする。

3 関係機関との協議

電線共同溝参画企業者（電線管理者）等関係者との打合せ回数は 5 回とする。

4 納入成果品

成果品の提出前にその内容について、担当職員と打合せを行うこと。

また、管理図作成について、電線共同溝新設工事の管路部分の施工が完了後、速やかに成果品を納入できるよう工事請負業者と綿密な打合せを行い、業務を遂行すること。

5 業務着手日

令和 2 年 5 月 22 日を業務着手日（想定）とする。

6 冬期労務費補正

本業務では、冬期労務費の補正は行っていない。

7 電子納品

本業務は電子納品対象業務とすることとし、札幌市電子納品運用手引き〔土木業務編〕（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。

なお、電子納品に際し、成果図面の CAD データフォーマットについて事前に担当職員と協議を行い決定すること。[<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/densinouhinn/densinouhin.html>]

成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」

■ 特記仕様書 ■

1 業務の目的

本業務の目的は以下のとおりである。

道道宮の沢北 1 条線における電線共同溝新設工事を目的とした電線共同溝詳細設計及び道路詳細設計を行う。

< 詳細設計 >

工 事 名：防災・安全交付金事業 道道宮の沢北 1 条線(西 19 丁目線～西 17 丁目線間)電線共同溝新設工事

施工場所：札幌市中央区北 1 条西 19 丁目ほか

工事概要：電線共同溝敷設延長 L=410m

2 打合せ協議

打合せには主任設計者が立ち会うこと。また、中間打合せは 5 回とする。

3 関係機関との協議

電線共同溝参画企業者（電線管理者）等関係者との打合せ回数は 5 回とする。

4 納入成果品

成果品の提出前にその内容について、担当職員と打合せを行うこと。

5 業務着手日

令和 2 年 5 月 22 日を業務着手日（想定）とする。

6 冬期労務費補正

本業務では、冬期労務費の補正は行っていない。

7 電子納品

本業務は電子納品対象業務とすることとし、札幌市電子納品運用手引き〔土木業務編〕（以下、「手引き」という。）に基づいて行うものとする。

なお、電子納品に際し、成果図面の CAD データフォーマットについて事前に担当職員と協議を行い決定すること。[<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/densinouhinn/densinouhin.html>]

成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

8 環境への配慮